

(令和 7 年分～)控除の種類と控除額

控除の種類		控除額																				
1	雑損控除	前年中に災害や盗難などにより資産に損失を生じた場合で、次のいずれかの多い方の金額 1. 差引損失額－総所得金額等の合計額×10% 2. 差引損失額のうち災害関支出の金額－5 万円																				
2	医療費控除	【医療費控除】 (前年中に支払った医療費－保険金等により補てんされた額)－【(総所得金額等の合計額×5%)または 10 万円のいずれか少ない額】(限度額 200 万円) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 特定一般医療品等購入費－保険金等による補てん額－12,000 円(限度額 88,000 円) (注)医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制です。どちらか一方しか受けられません。																				
3	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など。給与から控除されたものを含む。)の全額																				
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済掛金(旧第 2 種共済掛金除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額の全額																				
5	生命保険料控除	(1) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約分(旧契約) (次の A、B の合計額) A. 一般の生命保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額 B. 個人年金保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額 旧生命保険料の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下の場合</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超 40,000 円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円超 70,000 円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円超の場合</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約分(新契約) (次の A～C の合計額) A. 一般の生命保険料の前年中の支払金額を下の計算式で計算した額 B. 個人年金保険料の前年中の支払金額を下の計算式で計算した額 C. 介護医療保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額 新生命保険料の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下の場合</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円超 32,000 円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/2+6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円超 56,000 円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円超の場合</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	15,000 円以下の場合	支払額の全額	15,000 円超 40,000 円以下の場合	支払保険料×1/2+7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下の場合	支払保険料×1/4+17,500 円	70,000 円超の場合	35,000 円	支払保険料	控除額	12,000 円以下の場合	支払額の全額	12,000 円超 32,000 円以下の場合	支払保険料×1/2+6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下の場合	支払保険料×1/4+14,000 円	56,000 円超の場合	28,000 円
支払保険料	控除額																					
15,000 円以下の場合	支払額の全額																					
15,000 円超 40,000 円以下の場合	支払保険料×1/2+7,500 円																					
40,000 円超 70,000 円以下の場合	支払保険料×1/4+17,500 円																					
70,000 円超の場合	35,000 円																					
支払保険料	控除額																					
12,000 円以下の場合	支払額の全額																					
12,000 円超 32,000 円以下の場合	支払保険料×1/2+6,000 円																					
32,000 円超 56,000 円以下の場合	支払保険料×1/4+14,000 円																					
56,000 円超の場合	28,000 円																					

控除の種類		控除額												
		※旧契約と新契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ旧契約につき上記(1)の計算式により計算した金額及び新契約につき上記(2)の計算式により計算した金額の合計額(上限 28,000 円)となります。なお、「一般の生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は 70,000 円です。												
6	地震保険料控除	<p>次のAとBの合計額(上限 25,000 円)</p> <p>A. 地震保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下の場合</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超の場合</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>B. 旧長期損害保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下の場合</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超の場合</td> <td>支払保険料×1/2+2,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(最高限度額 10,000 円)</p>	支払保険料	控除額	50,000 円以下の場合	支払保険料の全額	50,000 円超の場合	25,000 円	支払保険料	控除額	5,000 円以下の場合	支払保険料の全額	5,000 円超の場合	支払保険料×1/2+2,500 円
支払保険料	控除額													
50,000 円以下の場合	支払保険料の全額													
50,000 円超の場合	25,000 円													
支払保険料	控除額													
5,000 円以下の場合	支払保険料の全額													
5,000 円超の場合	支払保険料×1/2+2,500 円													
7	寄附金控除	平成 21 年度市・県民税より、従来所得控除であった寄附金控除が廃止され、寄附金税額控除が創設されました。(詳しくは「寄附金税額控除について」を参照してください)												
8	障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・普通障害者 26 万円 ・特別障害者 30 万円 ・同居の特別障害者 53 万円 												
9	ひとり親控除	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で次の(1)～(3)のいずれにも当てはまる方(控除額 30 万円) <ul style="list-style-type: none"> (1) 合計所得金額が 500 万円以下であること (2) 総所得金額が 58 万円以下の生計を一にする子がおり、その子は他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていないこと (3) 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいること 												
10	寡婦控除	ひとり親控除に該当しない方で(1)～(3)のいずれにも当てはまる方(控除額 26 万円) <ul style="list-style-type: none"> (1) 合計所得金額が 500 万円以下であること (2) 以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別した後婚姻していない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 (3) 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいること 												
11	勤労学生控除	納税義務者が、前年の合計所得金額が 85 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の「勤労学生」に該当する学校の学生、生徒である方(控除額 26 万円)												

控除の種類		控除額																																														
12	配偶者控除	<p>納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下である場合 (注)青色申告者の事業専従者、白色申告者の事業専従者は除きます。</p> <p>【配偶者控除額一覧表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者 の年齢</th><th colspan="3">納税義務者の前年の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳 未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>70歳 以上</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table>				配偶者 の年齢	納税義務者の前年の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	70歳 未満	33万円	22万円	11万円	70歳 以上	38万円	26万円	13万円																												
配偶者 の年齢	納税義務者の前年の合計所得金額																																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
70歳 未満	33万円	22万円	11万円																																													
70歳 以上	38万円	26万円	13万円																																													
13	配偶者 特別控除	<p>納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円を超える133万円以下である場合 (注)青色申告者の事業専従者、白色申告者の事業専従者は除きます。</p> <p>【配偶者特別控除額一覧表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の前年の 合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者の前年の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円以上 1,000,000円以下</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr> <td>1,000,001円以上 1,050,000円以下</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr> <td>1,050,001円以上 1,100,000円以下</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr> <tr> <td>1,100,001円以上 1,150,000円以下</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr> <tr> <td>1,150,001円以上 1,200,000円以下</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>1,200,001円以上 1,250,000円以下</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>1,250,001円以上 1,300,000円以下</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>1,300,001円以上 1,330,000円以下</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>1,330,001円以上</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>				配偶者の前年の 合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	580,001円以上 1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円以上 1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円以上 1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円以上 1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円以上 1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円以上 1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円以上 1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円以上 1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円	1,330,001円以上	0円	0円	0円
配偶者の前年の 合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額																																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
580,001円以上 1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円																																													
1,000,001円以上 1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																													
1,050,001円以上 1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																													
1,100,001円以上 1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																													
1,150,001円以上 1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																													
1,200,001円以上 1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																													
1,250,001円以上 1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																													
1,300,001円以上 1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																													
1,330,001円以上	0円	0円	0円																																													

控除の種類		控除額																		
14	扶養控除	<p>配偶者以外の親族で、納税義務者と生計を一にしており、前年の合計所得金額が 58 万円以下である扶養親族を有する場合に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の扶養親族(16 歳以上) 33 万円 ・特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満) 45 万円 ・老人扶養親族(70 歳以上) 38 万円 ・同居老親等扶養親族(70 歳以上の父母等) 45 万円 																		
15	特定親族特別控除	<p>納税義務者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等(配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く)の前年の合計所得金額が 58 万円を超える 123 万円以下である場合</p> <p>【特定親族特別控除額一覧表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の 前年の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001 円以上 950,000 円以下</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>950,001 円以上 1,000,000 円以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001 円以上 1,050,000 円以下</td> <td>310,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001 円以上 1,100,000 円以下</td> <td>210,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 円以上 1,150,000 円以下</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001 円以上 1,200,000 円以下</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001 円以上 1,230,000 円以下</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,230,001 円以上</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	特定親族の 前年の合計所得金額	控除額	580,001 円以上 950,000 円以下	450,000 円	950,001 円以上 1,000,000 円以下	410,000 円	1,000,001 円以上 1,050,000 円以下	310,000 円	1,050,001 円以上 1,100,000 円以下	210,000 円	1,100,001 円以上 1,150,000 円以下	110,000 円	1,150,001 円以上 1,200,000 円以下	60,000 円	1,200,001 円以上 1,230,000 円以下	30,000 円	1,230,001 円以上	0 円
特定親族の 前年の合計所得金額	控除額																			
580,001 円以上 950,000 円以下	450,000 円																			
950,001 円以上 1,000,000 円以下	410,000 円																			
1,000,001 円以上 1,050,000 円以下	310,000 円																			
1,050,001 円以上 1,100,000 円以下	210,000 円																			
1,100,001 円以上 1,150,000 円以下	110,000 円																			
1,150,001 円以上 1,200,000 円以下	60,000 円																			
1,200,001 円以上 1,230,000 円以下	30,000 円																			
1,230,001 円以上	0 円																			
16	基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 万円以下</td> <td>43 万円</td> </tr> <tr> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>29 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額	基礎控除額	2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	2,500 万円超	0 円								
納税義務者の合計所得金額	基礎控除額																			
2,400 万円以下	43 万円																			
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円																			
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円																			
2,500 万円超	0 円																			